寿都湾 議会だより

No. 149 平成23年5月

発行／寿都町議会
編集／広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1（議会事務局）
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431

平成23年 第1回定例会

平成23年第1回定例会は、3月8日招集され、会期を22日までの15日間と定め、開会初日の8日は、町長の「町政執行方針」、教育長の「教育行政執行方針」が行われた後、新年度予算を除く議案等18件（諮問1件、同意案1件、意見書3件、条例の一部改正5件、規約の改正3件、平成22年度各会計補正予算5件）を審議し延会しました。

14日は平成23年度各会計予算7件の提案理由の説明を受け、議員全員による予算特別委員会（委員長＝中里議員、副委員長＝山本議員）に付託した後、一般質問を行い散会しました。

15日及び16日に予算特別委員会を開催。

付託された平成23年度各会計予算7件の審議の結果、いずれも可決するものと決定し、特別委員会を閉会しました。

17日に本会議を再開し、予算特別委員会での審査についての委員長報告の後、新年度各会計予算7件を原案のとおり可決し、全日程を終了して閉会しました。

また、3月11日発生の「東北地方太平洋沖地震」により発せられた津波警報に対する防災対応について、3月14日再開の議会で町長より行政報告が行われました。

新年度予算の重要施策及び予算概要については、広報寿都4月号をご覧ください。

平成23年度　一般会計及び各特別会計

会計区分		平成23年度	前年対比(%)
一般会計		47億3,800万円	▲ 8.0
特別会計	国民健康保険事業特別会計	5億2,270万円	11.1
	後期高齢者医療特別会計	5,080万円	▲ 4.5
	介護保険事業特別会計	3億8,870万円	0.6
	簡易水道事業特別会計	1億4,580万円	▲ 5.3
	公共下水道事業特別会計	2億4,630万円	3.6
	風力発電事業特別会計	3億円	2.5
計		63億9,230万円	▲ 5.2

「4月17日開催の全町民海岸クリーン大作戦に多くの町民が参加いたしました。」

行政報告

片岡春雄　町長

3月11日、国内観測史上最大マグニチュード9.0を記録する地震が東北地方太平洋沖で発生し、地震津波による大きな被害を各地にもたらしました。

北海道地方でも津波情報が発せられ、日本海沿岸南部において午後3時14分に「津波注意報」が発令されました。

これを受け、寿都町災害対策本部を設置し、情報収集を始めた矢先の、同30分には、津波警報に切り替わりました。

寿都地方に関する津波の情報として、予想到達時刻午後5時10分、津波の高さは2m程度との内容を受け、避難所の開設準備を行ったうえ、矢追地区から磯谷地区までの海岸地域を中心に、総合文化センターをはじめ、合計10か所の避難所を指定し、防災行政無線により避難勧告を発令いたしました。

また、夕方からは、国道229号2区間、道道寿都停車場線1区間において通行止めになるほかニセコバスも運休となり、下校を見合わせた中高校生を含め、午後6時30分現在において最大285人の住民が避難所等で状況を見守ることになりましたが、予想到達時刻を過ぎても津波の影響は確認されず、午後8時頃になり、寿都漁港において目視ですが、25～30㎝の津波と思われる海面変動を確認しましたが、その後は潮位の異常は確認に至りませんでした。

避難所においては、体調が気遣われる介護を要する高齢者などもおり、帰宅を望む声なども多く出てきたため、他の地域の津波到達状況や自治体の対応状況などを総合的に勘案した結果、希望する住民の自宅への帰宅を了承し、結果的には2名が自宅以外で一夜を過ごしましたが、同日午後9時45分までに各避難所の避難住民は帰宅されることとなりました。

災害対策本部では、引き続き待機態勢を敷いた中、情報収集に努めていたところ、翌12日午後1時50分、津波注意報に切り替ったことをもって避難勧告を解除することといたしました。

避難勧告の際には、近所や高台にある寺院の避難場所としての協力などもありました。

審議した案件

人事案件

◆人権擁護委員の候補者の推薦

関　孝久氏（新栄町）を推薦（再）しました。

◆監査委員の選任

金子光司氏（大磯町）の選任（再）に同意しました。

条例の改正

◆議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正…原案可決

職員に対する人事院勧告と同様に、平成23年度から年間の期末手当支給率を0.2月分減額し、更に本町の経済状況や財政事情を考慮し、昨年度に引き続き0.45月分を独自削減を行うもので、議会議員の期末手当の支給率を年間3.5月分とするものです。

◆特別職の給与額及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部改正……原案可決

職員に対する人事院勧告と同様に、平成23年度から年間の期末手当支給率を0.2月分減額し、更に本町の経済状況や財政事情を考慮し、昨年度に引き続き0.45月分を独自削減を行うもので、町長、副町長の期末手当の支給率を年間3.5月分とするものです。（教育長も同様とする。）

◆寿都町立寿都保育園条例の一部改正……原案可決

国の保育料徴収基準額の改正に伴い、国と同様に保育料の上限額の引き上げを行うもので、所得税額73万4千円以上の高所得者の世帯について、新たに保育料を定めるものです。

◆寿都町国民健康保険条例の一部改正……原案可決

健康保険法施行令の改正に伴い、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの暫定措置として引き上げを行っていた出産育児一時金について、平成23年4月から恒久化し、引き続き従前同様の支給額（39万円）とするものです。

◆寿都町後継者育成条例の一部改正……原案可決

漁業後継者の育成を強化する観点から、対象年齢を40歳から45歳に引き上げ、従来の漁船の買船及び新造船建造のほか、新たに漁船の維持・省力化、設備の近代化を図るための機関換装費等を助成対象として追加し、更に、これまで本町の住民に限って助成していた就業祝い金について対象者の線引きをなくし、組合員資格を取得し、経営又は従事した場合も対象とするものです。

規約の改正

◆北海道町村議会委員公務災害補償等組合規約の変更……原案可決

◆北海道市町村総合事務組合規約の変更……原案可決

両組合とも、新規に団体が加入することに伴い、規約を変更するものです。

・新規加入団体名＝広域紋別病院企業団

◆岩内・寿都地方消防組合規約の変更……原案可決

岩内・寿都地方消防組合事務所の移転に伴う規約の変更です。

・移転先＝岩内消防署庁舎内

補正予算

◆平成22年度寿都町一般会計補正予算（第8号）……原案可決

予算総額に1億3千420万5千円を追加し、総額を51億9千698万円とするものです。

○補正の主なもの

・総務管理費（地域福祉基金他3件の積立）

6千677万7千円増

（役場議場の改修、加工協冷蔵保存施設改修補助、磯焼け対策等14事業＝国の地域活性化交付金分）

1億1千650万円増

・保健衛生費（寿都診療所外来及び入院患者数の増加に伴う医薬材料費）

1千150万円増

・道路橋梁費（町道除排雪委託料）

1千500万円増

◆平成22年度寿都町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）……原案可決

予算総額に4千428万3千円を追加し、総額を5億5千565万4千円とするものです。

○補正の主なもの

・療養諸費（入院重症患者等に対する療養給付費）

4千427万円増

◆平成22年度寿都町老人保健特別会計補正予算（第2号）……原案可決

平成22年度をもって老人保健特別会計を廃止するため、剰余金の清算を行うもので、予算総額に71万円を追加し、総額を117万1千円とするものです。

○補正の主なもの

・繰出金（一般会計繰出金）
71万円増

◆平成22年度寿都町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）……原案可決

予算総額に1千381万円を追加し、総額を4億3千606万2千円とするものです。

○補正の主なもの

・介護サービス等諸費（居宅介護サービス費・施設介護サービス費）
1千381万円増

◆平成22年度寿都町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）……原案可決

風力の低下に伴う売電収入の減額により、予算総額から4千302万8千円を減額し、総額を2億4千967万2千円とするものです。

○補正の主なもの

収入・収益事業収入（売電収入）　4千440万円減

支出・電気事業管理費（基金積立金）
1千442万8千円減

・繰出金（一般会計繰出金）
2千700万円減

議会の傍聴はお気軽に

6月に定例議会が開かれます

日程等、詳しいことは議会事務局へお問い合わせください。
（TEL62-2511）

意見書可決　関係大臣等へ送付

3件の意見書を可決し、関係省庁へ提出いたしました。なお、内容を要約して掲載いたします。

◆新たな高齢者医療制度に関する意見書

国は、高齢者医療制度改革会議の「高齢者のための新たな医療制度等について（最終とりまとめ）」を受けて、法案の国会上程を検討しています。

「最終とりまとめ」では、70歳から74歳までの患者負担割合が2割となり、低所得者の9割軽減、8.5割軽減、所得割5割軽減も段階的に解消するとしており、大幅な負担増となります。また、「支援金」を負担する協会けんぽをはじめ、すべての保険料が値上げになり、ほとんどの住民が負担増となります。

更に、2018年を目途に市町村国保を都道府県単位に広域化するとしています。今回の都道府県単位化は、新たな財政支援もなく、国の責任を都道府県に押し付けるものです。

国は、国庫負担を減らし続け、市町村国保の総収入に占める国庫負担金の割合が、1984年の49・8％から2007年には25％へと半減しています。

そのことが、今日の市町村国保の厳しい実態の原因になっています。国庫負担率をそのままにして都道府県単位化しても国保の改善にはつながりません。

法定外一般会計繰入の解消などにより、保険料（税）の上昇は避けられません。また、市町村は、高い保険料（税）の収納が求められ、払えない滞納者からの取り立て・差押えなども求められ、標準保険料を下回ると財政負担も生じます。

以上のように、新制度案は多くの問題があります。国並びに政府関係機関におかれましては、高齢者や国民が「いつでも、どこでも、安心して医療が受けられる」制度になるよう、以下の事項について要望する。

1、国民健康保険への国庫負担を大幅に増やし、高すぎる保険料を引き下げること。

2、保険料（税）の上昇や住民サービスの低下につながる「国保広域化」の押し付けをやめること。

3、70歳から74歳までの患者負担割合の2割への引き上げや、低所得者の保険料軽減特例措置の段階的解消、「支援金」を負担するすべての保険料値上げなど、大幅な負担増を盛り込んだ新制度案に反対する。

4、後期高齢者医療制度は廃止し、国庫負担で高齢者や自治体の負担を軽減し、安心して受けられる医療制度にすること。

（提出先：内閣総理大臣、厚生労働大臣）

◆保育制度改革に関する意見書

現在、国において検討されている新たな保育制度（子ども・子育て新システム）は、幼保一体化や最低基準の地方条例化などについても十分な議論もないまま、2011年の国会で法改正を行い、2013年度から新制度の施行を目指すとしています。

しかし、「子ども・子育て新システム」は、国の責任を市町村に委ねるだけでなく、応益負担の導入により、家庭の財政状況によって子どもが受ける保育のレベルにも、格差が生じることになりかねません。あわせてそれぞれ成り立ちも運営形態も異なる幼稚園と保育所を一体化することに対して拙速な結論を出すことは、社会に大きな混乱を引き起こすものであります。

子どもの貧困や子育ての困難が広がる中で、急激な少子化の進行にも関わらず、都市部では保育所の待機児童が急増しており、過疎地で保育の場の確保が困難になっています。

今必要なことは、国と自治体の責任で保育・子育て支援を拡充し、充分な財源を確保することなど、すべての子どもに質の高い保育と支援を保障するための保育制度を拡充することです。

よって、国において、子どもの権利を最優先に、地方自治体の実情を踏まえた上で、国と地方自治体の責任のもとに保育制度の拡充を図られるよう、以下の事項について強く要望する。

1、憲法第25条、児童福祉法第2条の理念に基づき、すべての子どもの健やかな育ちを保障するために現行保育制度を堅持・拡充すること。

2、国の責任において緊急に認可保育所の整備を行い、待機児童の解消を図ること。地方自治体が待機児童解消に向けた取り組みが出来るよう、国が国有地の優先的払い下げや貸与等、必要な支援と財政措置を行うこと。

3、保育所・幼稚園・学童保育及び子育て支援関連予算を大幅に増やし、子育てにかかわる経済的負担の軽減を図ること。

4、児童福祉施設最低基準の廃止・引き上げは行わず、抜本的に改善すること。

5、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムについては拙速な結論は避け、自治体、保育関係者等当事者の意見を考慮して慎重に検討すること。

（提出先：衆議院議長、参

議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、文部科学大臣、少子化対策担当大臣、国家戦略担当大臣）

◆地域医療存続のための医師確保に関する意見書

医師不足の現状は、抜本的解決がなされないまま深刻な社会問題となっており、閉鎖に追い込まれる診療科や病院のみならず、地域医療が崩壊する危機的状況も生じています。

平成16年に始まった「新医師臨床研修制度」により、医師の地域偏在が進み、地方で勤務する医師の不足が深刻な状況になっており、医師不足からくる過酷な勤務状況であるとともに出張医勤務に多額な費用を要して、病院経営が非常に困難な状況にあることから、早急な解消対策が求められています。

住民の安全と安心を確保するため、救急医療をはじめとする地域医療体制の整備にあたり、何よりもまず安定した医師の確保が必要であります。

以上のことから、地方の医師不足と医師の偏在を解消し、安心できる地域医療体制が存続できるよう下記の施策を国において緊急に講ぜられることを求めます。

医師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るために、医師臨床研修において医師の技術修得はもとより、「医は仁術」という医療の基本を修得することを期し、医師不足地域での数年間の勤務義務など医師派遣体制を構築する法的措置を講じること。

（提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣）

ここが聞きたい 一般質問

第１回定例会での一般質問では３名の方から５項目について質問がありました。

医療 子どもの医療費拡大について

岡部　武　議員

■質　問

この問題につきましては、２０１０年３月議会の一般質問でも取り上げました。今、地方自治体による医療費助成拡大が全国的、全道的に急増しております。隣の蘭越町では、既に高校生まで医療費が無料ですし、黒松内町でも新年度から高校生まで医療費を無料にすると聞いております。

本町では現在、小学生までの医療費が無料となっておりますが、町民の間から「更に隣の蘭越や黒松内のように高校生まで医療費を無料にして欲しい」という声が一層強まっております。残念ながら昨年の３月議会一般質問では前進的な答弁を頂けませんでしたが、改めて伺いたいと思います。

第１に、もし中学生、高校生まで医療費助成を拡大するとそれぞれの対象人数と町の医療費助成負担額はどのように増加するか伺いたいと思います。

第２に、例え高校生まで医療費を無料化しても財政的に十分私は支出が可能だと思います。少子化対策や子どもを大切にする町だという、宣伝効果を含めるとメリットは大きいと思います。確かに本町は福祉や医療や子育てなど相当努力しておりますので、決して私は遅れているとは思いませんが、隣の蘭越町や黒松内町が高校生まで医療費が無料であるのに寿都町が小学生までというのはあまりに差があるのではないでしょうか。寿都町もせめて中学生まで医療費無料化を実施するべきではないでしょうか。町長の今回は前進的な答弁をお願いいたします。

●町　長

子どもの医療費助成拡大に関するご質問ですが、本町の乳幼児等医療費助成事業の対象者を中学生まで拡大した場合、約60名増加いたします。また、高校生までとすると、更に60名増加すると見込まれます。これに伴う医療費助成額につきましては、中学・高校生の医療費のデータがありませんし、抽出することも困難でありますので、正確な額を算出することはできませんが、現在実施しております小学生の医療費助成額を基に推計しますと１年間１人当たり１万円から１万５千円となり、中学生で60万円から90万円、高校生までとするとその倍の120万円から180万円の負担増になります。

母子保健予防の一環として始まった乳幼児医療費助成事業は、時代の移り変わりとともに対象年齢が引き上げられ、子育て支援としての意味合いが強くなっておりますので、本町においても、義務教育中の子育て家庭の支援を更に充実させ、明るく健やかな子どもを地域で育むため、中学生の医療費助成を早期に実施できるよう前向きに検討したいと考えております。

■再質問

子どもの医療費助成拡大について「義務教育の中学生まで早期に実施したい」と答弁されていますから、町長自身の腹は「新年度出来るだけ早い時期にやる」というふうに私は受けました。この理解の仕方で間違ってないか再質問します。

●町　長

改めて早い時期、近々の議会に間に合うように段取りをさせて頂きたいというふうに考えております。

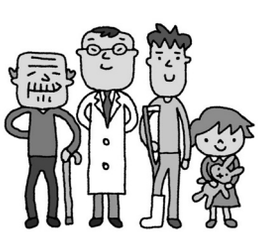

岡部　武　議員

経済　ＴＰＰ（環太平洋連携協定）について

■質　問

ご存知のように本町の本議会に於きましても、昨年の12月議会において「ＴＰＰへの参加を行なわないよう求める意見書」を全会一致で採択しました。菅首相が昨年の10月の１日に臨時国会冒頭にＴＰＰ参加への検討を突然表明して以来、ＴＰＰ問題が国政の大争点になっております。多くの分野で迷走・混迷を繰り返す菅内閣ですがＴＰＰへの前のめりは一貫しており、ＴＰＰ参加に向けて走り始めています。ＴＰＰ参加反対の国民的な運動も全国的で燎原の火のように広がっております。北海道でも農林漁業団体、経済消費団体一体となって、まさに道民ぐるみの決起集会も開かれました。地方議会もＴＰＰ反対の決議や意見書が一斉に採択されております。

ＴＰＰ最大の特徴は、自由化で例外なく100％の関税撤廃を原則とすることです。

これまでの日本は約110カ国・地域と経済連携協定を結んでおりますが、そこには米や乳製品、或いは我が国の重要な農作物については、関税撤廃を例外扱いするという、一定の柔軟性がありました。ＴＰＰはこの点で従来の協定とは全く異なります。また物品ではなく、サービスや人の移動、或いは公共工事の入札、金融・保険の市場開放など、より包括的な分野も対象としている事も重要な特徴であります。

例えば農業が国土条件の違いを背景としたコスト格差の下で関税という防波堤を取り払われるとどうなのか、外国の米や麦・農産物・乳製品など、洪水のようになだれ込むことは目に見えております。

農水省は昨年10月下旬に主要19品目に関税撤廃をした場合、どれだけの打撃を受けるか試算しましたが、その結果がまさに衝撃的です。米の生産量は90％が消えてなくなり、小麦は99％、乳牛・生牛は88％減少するという破滅的な事態です。農林水産業の生産額は４・５兆円が減少し、関連産業も含めて８兆４千億円に達します。更に農業食品産業は約３千５百万人の就業機会が失われます。食糧需給率は現在でも先進国の中で最低の40％ですが、それが13％になり、食糧需給の基盤が完全に崩壊し、まさに国として存在できるのかどうか、厳しく問われる事態です。日本最大の食料供給地といわれる北海道でも道農政部が農林水産業と関連産業で生産額が２兆１千億円減少し、農家個数は３万３千と減少し、約17万人の雇用が失われると試算しています。北海道の農業生産は半分以下、農家個数は７割が減少するという事態です。

その一方でＴＰＰ参加によるメリットを内閣府は工業製品の輸出拡大を２・４兆円から３・２兆円伸びると計算しています。結局ＴＰＰへの参加は一部の輸出大企業の利益拡大になってもそれと引き換えに農林水産業や地域経済に破滅的な打撃をもたらすと言わざるを得ません。

しかもＴＰＰ参加の動きは日本国民の願いから出発したものではなく、言い出したのは財界とアメリカ政府です。民主党はマニフェストでは主要農産物の「関税の引き下げ、撤廃は行なわない」と言ってました。それがその公約をかなぐり捨ててＴＰＰに突き進むのは菅政権がアジアに進出したいアメリカとその保管役を買って出たい日本の財界に忠誠を誓い、その忠実な執行者に成り下がろうとしているのに他なりません。つまりＴＰＰは開国どころか、まさにアメリカへの売国政策だと私は思います。

そこで伺います。

第１にＴＰＰ参加による本町漁業への影響試算について伺います。

第２に漁業以外の本町の影響について伺います。

第３にＴＰＰについての町長の見解を伺います。

●町　長

ＴＰＰについて、菅総理大臣は昨年10月１日に所信表明演説で、環太平洋パートナーシップ協定への参加を検討すると表明いたしました。

その後11月14日のＡＰＥＣ（アジア太平洋経済協力）首脳会議で見解を示し、本年、１月４日の年頭記者会見において、ＴＰＰへの参加について、６月を目処に方向性を打ち出す考えを改めて示しております。

しかしながら、急浮上したＴＰＰ参加については、相当の計画が必要とされる中で、充分な準備や議論がなされないまま推進することは、第一次産業への影響が甚大であるとの判断から、全国各地でＴＰＰ不参加への声が一層の高まりを見せている状況であります。

そうした中で北海道漁業への影響をみると、道の水産林務部の試算結果では、主要水産物のうち輸入による影響が大きいと思われるコンブ・ホタテ・スケトウダラなど、10魚種についてＴＰＰによる漁業生産への影響額は、推定で576億円と試算しております。

この試算結果をベースに、本町に当てはめてみますと魚種では８魚種が対象となり、あくまで推定でありますが約８千万円の影響額になることが想定されます。

こうした実態を踏まえ、関税撤廃を原則に例外品目を設けないＴＰＰに参加した場合、安価な輸入物の増加で農林水産業が壊滅的な打撃を受けることは必至であります。

第一次産業を主体とする本町にとっては、関連産業も数多く存在することから、その影響額は明確に示せる状況ではないものの、雇用も含め地域経済への影響は甚大であり、大きな地域問題に発展することになると考えております。

北海道レベルでは、農業団体のほか、水産・林業関係団体、経済団体、消費者団体等オール北海道で反対の意向を固め、国に要請しているところであり、本町議会におきましても昨年12月の第４回定例会で「ＴＰＰへの参加を行わないよう求める意見書」を採択し、衆参両議院議長・内閣総理大臣・外務大臣並びに関係大臣に対し、ＴＰＰへの不参加について強く要請を行ったところであります。

現在、政府・与党内においても参加反対論が拡大している状況でありますが、

町当局といたしましても、本町の地域経済の持続的な発展を図る観点から、慎重を期した対応を行うよう今後とも、国の検討状況等を注視しながら、地方の声が十分に反映されるよう、あらゆる機会をとらえて働きかけてまいる考えであります。

環境　無事故であってほしい

山本　喜彦　議員

■質　問

中山間事業で、湯別地区に風車1基設置されてから今日まで、計9基の風車が稼動しています。

大過なく順調に稼動し、生み出された果実については、一般会計に繰り出され、地域活性化のための財源に充てられ、目的に沿った発電事業となっており、喜ばしいことです。今日までの各発電所の稼動の経過（実態）を簡単に説明して頂きたいと思います。

今年の気象状況は聞きなれない北極振動とか言う気象変化、また、エルニーニョやラニャーニャ現象に因るものか、アラスカ沖に低気圧が停滞し、風向、風力に大きな影響を与えたように報道されています。自然相手ですから、順風満帆とはまいりません。売電収入に大きな影響を与えるものと思います。心配するのは、想定したくもありませんが、今回の地震のように事故が生じたときの対応であります。どの様に対処されるか、お聞かせください。

また、事故も無く順調に稼動し、収益が安定傾向にあれば、大変魅力のある事業だと思います。今後、国の施策、条件等々が整えば、更に増設するという考えがあるのかどうか、お聞かせ下さい。

●町　長

1点目の風車に関するご質問でありますが、本町においては、平成元年に小規模ではありますが自治体として初めて、風力発電所を建設以来、「環境にやさしい、クリーンなまちづくり」のシンボルとして、風力発電所の建設に取り組んでまいりました。

発電開始から現在までの稼働状況でありますが、平成11年には、湯別地区に230KW1基、平成15年には、浜中地区に600KW3基、更に平成19年には、歌棄地区に1千990KW5基の合せて9基、総定格出力1万1千980KWの風力発電所が現在稼動しております。

落雷による故障や、昨年は異常気象による風況低下の影響を受け、売電収入の減少はありましたが、致命的な大きなトラブルまでは至らず、現在までほぼ順調に稼動しているところであります。

また、平成21年度から3か年計画で着手しました、蓄電池併設型2千300kw2基（4千600kw）の増設工事も、本年夏には試運転を開始し、風車総数11基総定格出力1万6千580kwの能力を有する風力発電施設となります。

本町の風力発電事業は、地球規模の自然環境問題となっている温室効果ガスの低減と、そこから生み出された財源をまちづくりに還元し、地域振興を図るとともに、町民の活力につなげる大きな役割を担っていることから、今後も適正な管理に努め、安定的な運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、故障時の対応についてでありますが、風車の建設業者であります㈱日立エンジニアリング・アンド・サービスと包括保守メンテナンス委託契約を結んでおり、故障時の対応と、年4回の保守定期点検を行っております。

なお、当委託業者は昨年4月に、北海道サービスセンターを本町に移転し、常駐の技術員を配置すると共に、通常使用する部品等も常にストックしていることから、従前に比較すると、故障時の対応は格段に早くなっておりますので、今後も引き続き稼働率確保のため、スピーディーな対応を行ってまいりたいと考えております。

また、今後の増設についてでありますが、現在国では、地球規模の自然環境問題となっている温室効果ガスの低減を加速化させるため「再生可能エネルギーの全量固定買取制度」が議論され、平成24年度からの制度導入へ向け動いている状況であります。

一方、風力発電所の建設には、北海道電力㈱との連系が必要となりますが、現状では、受入れ容量枠・送電線強化・電圧変動に対する対応策等の課題も抱えているため、制度等の動向を見極め、可能性が見込まれる状況となった場合は、議会と協議を行い判断してまいりたいと考えております。

■再質問

将来にわたって、国の施策等に変化があれば議会等と町の方と相談しながら、前向きに検討してみたいというような答弁であったかと思います。

一つ、今回のバッテリー方式の関係で2基建ちますが、もし国の施策が風力発電に傾くのであれば、今回のバッテリー方式等というのは、設置等で5億円が余計に掛かっていますから、町長の答弁の中で、電力会社の変電に関する努力しているとの答弁でしたが、この蓄電方式というのは建てる側からしたら、非常に負担です。他の風力発電をしいる町村も同じでありましょう。これから自然エネルギーに対する電力需要は大きくなっていきますから、自然エネルギーの関係に携わっている団体が、一応、蓄電方式については事前に電力会社の方で用意するという、要望をしてはと思います。この辺りをお聞かせ下さい。

また2点目については、最近中東等で政情不安が続いており、非常に原油価格が高騰しています。このようなことが風力発電事業にどの様に影響があるものなのか、また無いものか、お聞かせ願いたいと思います。

●町　長

今後の増設計画、蓄電方式の関係ですが、北電うんぬんも然ることながら、国の政策がまずしっかりと自然エネルギー導入に着目することが必要であると考えます。また現在世界的に日本は風力発電においてかなりの後進国となっておりますので、今回の原発事故も含めて、今後日本の自然エネルギー政策をどうするのか、そういう骨太の方針をしっかり立てた中で、自

然エネルギー政策についても、積極的に進めていくという方針がまず必要だと思います。その中で我々団体として、国に対し要請を行ってまいりたいというふうに考えております。

２点目の原油価格との今回の風車との関わりについては、現状では今はＲＰＳで決まった価格で設定しておりますので、影響は無いということでご理解いただきたいと思います。

■山本議員

自然エネルギーに対しては後進国になりつつあるということですが、テレビの情報によりますと、中国は風力発電で世界で第２位と躍進してきているということであります。今回の原子力発電の事故のように供給が間に合わないという時に私共の風力発電はかなりの効果を上げるのではないかと思います。検討してみてはと思います。

教育　三つ子の魂百まで

山本　喜彦　議員

■質　問

幼少期の環境が、その人の将来にわたって大きな影響を与えることは、昔の言葉に「三つ子の魂百まで」というものがあります。人間の行動となる性格は幼い頃に作られ、その後、容易に変わるものではないという意味合いを持っているようです。子育てふれあいセンター「ともくる」が出来て、おいおい子育て団体の活動に寄与している様ですが、教育執行方針に、家庭教育として、学習や体験活動を通して、躾や生活態度を学ぶ機会を提供し、保育園とも連携するとありました。どのような事業内容なのか、スタッフはどのような方々なのか、少し具体的に教えていただきたいと思います。

事業内容によっては、教員の資格保持者、保育園の保母を配置し、対応するなどが必要になるでしょう。

いずれにしましても、少子化時代であり、将来、地域、地方を支える存在です。皆で支援してあげたいと思うのです。是非、力を入れて行って欲しい事業だと思います。考えを聞かせください。

●教育長

２点目の幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であること、また、教育の出発点である家庭教育の重要性から平成18年に教育基本法が改正された際に、家庭教育の規定と幼児教育の規定が新たに設けられ、寿都町教育振興基本計画においても家庭教育の領域を設け、子育て支援、保育園との連携を施策の柱において家庭教育支援に取組んでおります事業では、町民課と連携した親子教室を開催し「発達・運動」の分野で外部講師による親と子の触れ合いの中での躾や運動の方法を学ぶようにしております。

子育て支援学習会では、就学児健診の機会を利用して、養護教諭による基本的生活習慣である「早寝・早起き・朝ごはん」運動の啓発を行ってまいります。

保育園との連携におきましては、新一年生となる園児を対象として、学校生活がスムーズに行われよう小学校の教員により、小学校で必要な基本的な生活習慣を身に付ける取組や、早い段階で本に親しむことができるよう、園児が文化センター図書室を訪問して、絵本などに触れる事業を行ってまいります。資格の件につきましては、事業目的により専門性を必要とすることはありますが、資格が必須条件とする事業は行っておりません。

いずれの事業にしましても、関係機関の協力を得て実施しており、今後におきましてもご協力を頂きながら事業の定着を図ってまいります。

■再質問

先般テレビで、子どもに関する番組が放映されており、中国の番組でした。子どもが甘やかされて育てられたために、社会性に順応できずに、問題児となっているという話題でした。今様に言うならば、叱られ慣れや、また辛抱が足りないために、短絡的に思考、行動しているというような内容でした。まさに「三つ子の魂百まで」また「鉄は熱いうちに打て」の諺とおりです。是非、質の高い指導を行ない、子どもたちが喜んで享受できる結果を生じさせるものだと思いますので、今一度将来的に何か、考えがあれば、聞きたいと思います。

●教育長

今、山本議員から中国でのテレビでの情報のお話を頂きました。実はそのテレビ全部ではありませんが、私もそれを見させて頂きました。

その部分については丁度バブル時期に私共日本でも家庭内暴力やそのような子どもが大変多くなった時期があって、その時にはやはり国全体の中でもそういう風潮があって、一時期例えば、戸塚ヨットスクールですか、そんなような特別な指導をする場所も出来たということを記憶にあってそんな時と重なったような気もします。ただ私共今、将来的にこういうような子どもたちをどうするかという問題については、幸いに今、私共の学校の中についてはそういう兆し的なものを現在感じておりません。ですので私共としてはそういうことには十分注視しながらも、先程申し上げましたとおり、平成22年度に教育振興基本計画を私共寿都町でそういうことも踏まえながら、広い視野での教育についての計画を作っておりますので、それを粛々と進めながら、いろいろな部分に対処していきたいと考えております。

生活　公営住宅の建設について

越前谷由樹　議員

■質　問

公住建設については、第７次町総合振興計画において、公住ストック計画に基づき行なわれる事となっておりますが、ここ数年の建設は本町市街地区（旧寿都小跡地）に集中している傾向にあり、本年度もかもめ団地となっています。

樽岸から磯谷地区における公住は建設年数も古く、建替えしなければならな

い時期に来ていると思います。これからの公住建設計画は、本町1ケ所に集中する事なく、樽岸から磯谷地区を含めた寿都町全体のバランスを整えた計画が必要であります。そこで町長にお聞きします。

1、これからの公住建設計画はどの様になっていますか。

樽岸から磯谷地区における建設計画はどうですか。

2、特に歌棄地区は福祉施設が集中しており、毎年この3～4月には転勤等の関係で空家探しや公住入居の申込みが殺到する状況にありますので、公住の増設は喫緊の課題であります。

●町　長

町営住宅は、平成19年度に見直しを行った公営住宅ストック総合活用計画に基づき、既存公営住宅ストックの有効な活用による効率的かつ効果的な住宅の供給を目指すと共に、公営住宅の有効活用を図るための建替え、大規模改修等のストック活用方策及び適切な維持管理方策について検討し、実施しているところであります。

また、平成21年度には、漁業関係者等の新規就業者や担い手の確保、育成を図るため、町営住宅の建設要望が多くあった美谷、有戸地区に、定住促進住宅、各1棟4戸を建設しております。この中で、将来の公営住宅団地形成としては、寿都市街地区、湯別地区、歌棄地区、磯谷地区の4地区を想定しているところであり、耐用年数などから樽岸浜中、横澗団地は修繕等により当面継続使用し、歌棄汐路、大平団地は、継続使用又は一部は用途廃止し、建替えも必要と考えております。

このような状況から、今後の住宅建設計画においては、各地区の実状を十分勘案し、財政状況を踏まえながら計画してまいりたいと考えております。

■再質問

住宅建設には各地域において人口が集中している所といわゆる限界集落になりつつある所があり、それを少しでも解消するための住宅整備、バランスのとれた整備計画が必要であると思います。

昨年建設の今町長が言われました、定住促進住宅につきましては、第1次産業従事者に限定されておりまして、地域住民からは一般の住宅整備のほか、高齢者のための住宅整備等の要望も聞いております。また、今回の東日本大震災においては国道が通行止めとなり、特に磯谷や歌棄の福祉施設に通勤する人たちは大変困った訳であります。福祉施設の近くに公営住宅等の整備がされていれば少しでもこうした点が解消されるのではと思います。福祉施設と住宅整備の一体化が必要であると思います。土地の確保が難しいという問題もいろいろ聞いておりますが、もしそういうことであれば例えば湯別地区は土地があり、実際に福祉施設の職員も多く入居しておりますので、住宅整備も可能ではないかと思います。

●町　長

高齢者住宅の関係についてですが、高齢者住宅を建設すると想定した場合、住宅料が高くなります。今既存の古い住宅に3千円前後で入居している方が逆に高い住宅には入居したくないというのが現状であり、高齢者の財政状況の問題もあることから、非常に町としてもこの点について苦慮しているとこでもあり、今年度旧診療所跡に建設する高齢者用住宅の値段設定等も勘案しながら、高齢者の対策について考えてまいりたいと思っております。また福祉施設との一体的な関係でございますが、正式に全員から伺っているお話ではありませんが、極力市街地に住みたいという職員の意向も高こうございまして、仮に歌棄地区、磯谷地区に公営住宅を建てた場合にその施設の職員がスムーズに入居して頂けるのか、その点についても意向調査等も行ないながら全体的な計画を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解の程、お願い申し上げます。

■越前谷議員

各福祉施設の職員の方から要望を聞いており、今回の地震のような際には、福祉施設の近くに住宅があれば対応が早くできますし、今回のように国道がストップすると、その対応も遅れるといった観点から、やはり福祉施設のそばに公営住宅があればという、一体化した考えの計画を進めるべきではないかと思います。これから町長も考えていくということでありますので、よろしくお願いします。

議会日誌　平成23年1月1日以降

1月

4日 新春初せり式（議員多数）
　　新年交例会（文化センター）（議員多数）
5日 消防出初式(文化センター)（議員多数）
7日 寿都消防団幹部新年会(瓜生議長・沢村議員)
9日 成人式（議員多数）
11日 漁業報告祭(寿都神社　小西副議長)
16日 第５回「村田のりとし新春の集い」（洞爺湖町 小西副議長）
18日 例月出納検査（沢村監査委員）
21日 民主党北海道2011新春パーティー(札幌市　瓜生議長)
23日 村田のりとし道議・事務所開き（岩内町　瓜生議長）
29日 いちはし修治道議「2011 新春の集い」（倶知安町　瓜生議長）

2月

13日~15日 南部後志町村議会正副議長会研修（東京都　正副議長）
17日~18日 後志支庁管内町村等監査委員協議会（札幌市　沢村監査委員）
19日 元寿都町議会議員　吉崎康二郎氏　葬儀（議員多数）
20日 中村裕之道議「ふるさと会議」（洞爺湖町　小西副議長）
22日 議員全員協議会。国保運営協議会（瓜生議長、中里総務常任委員長）
23日 後志町村議会議長会定期総会（洞爺湖町　瓜生議長）

3月

1日 寿都高等学校卒業式（瓜生議長）
2日 議会運営委員会（岡部委員長、中里副委員長、山本委員、
　　小西委員、木村（親）委員、瓜生議長）
3日 第３３回寿都町スポーツ表彰式（瓜生議長他議員多数）
4日 南部後志環境衛生組合議会（山本議員）、
　　南部後志衛生施設組合議会（議長、中里議員）
5日 北海道横断自動車道黒松内～小樽間建設促進講演会
　　（倶知安町　瓜生議長、小西副議長）
　　村田道議・高橋はるみ知事　道政報告会（岩内町　小西副議長）
8日 ２３年第１回定例会(延会)（全員協議会）
13日 寿都町地域活性化フォーラム「21世紀コトブキ・プロジェクト」
　　(文化センター)（議員多数）
14日 定例会再開(散会)
15日 寿都中学校卒業式（瓜生議長他議員多数）
　　予算特別委員会
16日 予算特別委員会
18日 定例会再開(閉会)
　　潮路小学校卒業式（瓜生議長他議員多数）
19日 寿都小学校卒業式（瓜生議長他議員多数）
23日 例月出納検査（沢村監査委員）
　　岩内・寿都地方消防組合議会（岩内町　沢村議員）
28日 後志教育研修センター組合議会（倶知安町　石澤議員）
30日 寿都水産加工業協同組合通常総会（瓜生議長）

4月

4日 転入教職員辞令交付式（瓜生議長）
6日 寿都小学校入学式（中里総務常任委員長）
　　潮路小学校入学式（瓜生議長、中里総務常任委員長）
7日 寿都中学校入学式（中里総務常任委員長）
8日 寿都高等学校入学式（中里総務常任委員長）